

婦勞

一般

27

GAa1/1

8-9-19-2

昭和二十六年十一月

労働省婦人少年局栃木職員室

婦人の職業意識をたかめる運動

地方職員室のための実施手引

労働省婦人少年局

女性と仕事の未来館



01077477

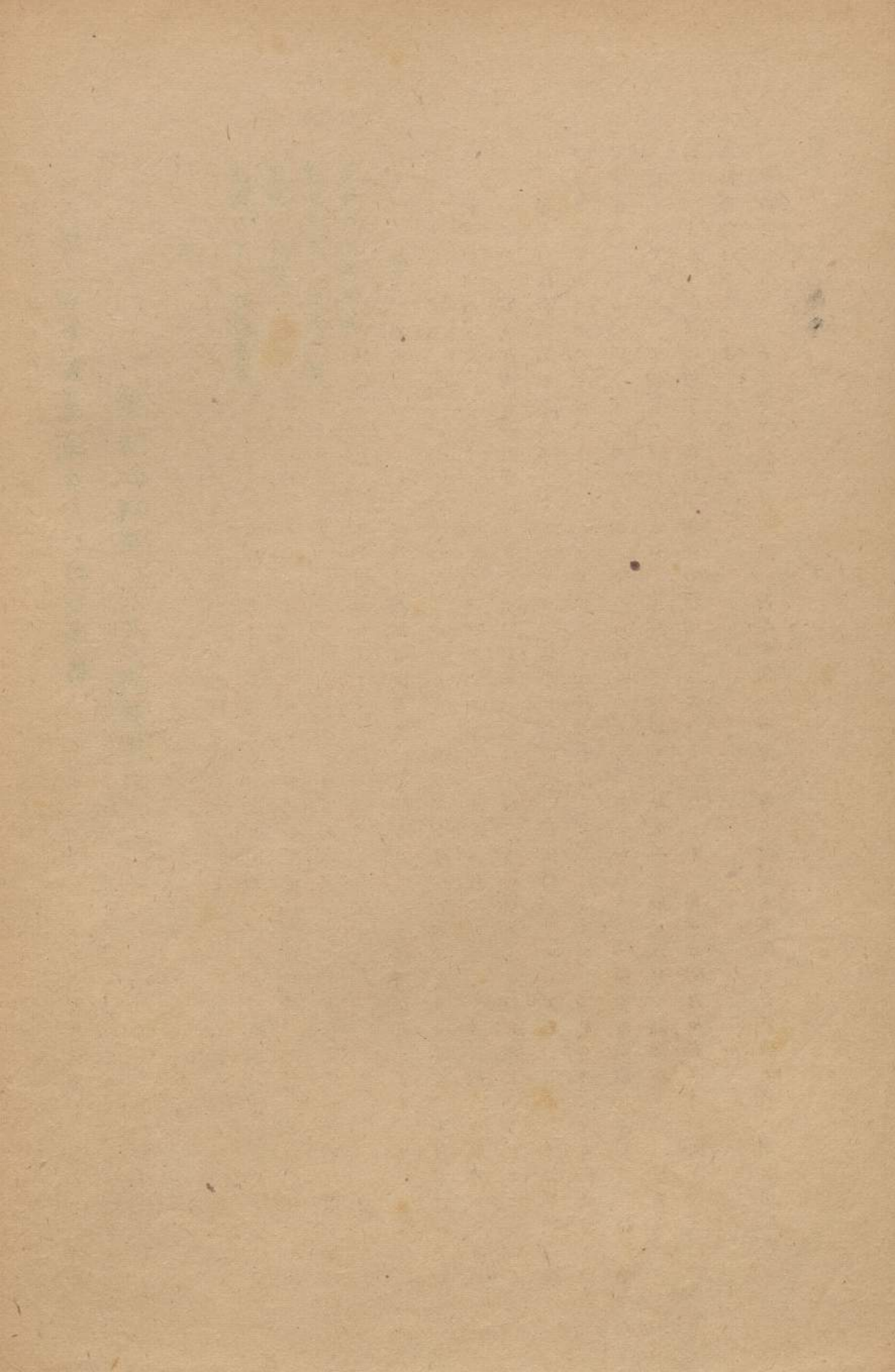
館内

婦人の取業意識をたかめる運動

地方取員室のための実施手引

目次

- 一 運動をすゝめる趣旨
- 二 運動の目標
- 三 運動をすゝめる方法
- 四 資料の使用方法



運動をすすめる趣旨

最近の雇用指数は、幾分上昇をみせてはいますが、就取は男女とも依然困難な状態をつづけています。雇用機会が促進されるためには先づ日本の産業の進展および労力の需要が増大されることが根本ですが、また、一面、適切な取業指導や補導をゆきわたらせることによつて就取を円滑にしていくことが大切です。

ところが婦人の就取については、表面的にみれば婦人の就取は男子にくらべて容易であるようにみえますが、その実婦人については、一般に男子にくらべて個人の能力をいかした就取が余り行われていない現状です。そしてそれであるにもかゝらず、婦人の取業指導や補導については、従来、とかく天を入れて考えることがなござりにされがちでした。それというのは婦人の雇用に特有な考えかたや問題があり、このようなことが影響を与えていると思われるます。

先づ、極く一般的にいつても、婦人の雇用は慣習的に局限されている傾向があります。また、婦人は折角採用されても、長く仕事に落ちつかなくなつたり、従つて解雇の対象になりやすく、事業場によつては、新規採用のみ、ちが、婦人には全く小さながれるということとさへ行われがちです。婦人の取場がせばめられるとか、婦人が解雇の対象になりやすいとか、或は、婦人の雇用がさうわれるということについては、婦人の勤務成績が男子よりも劣るとか、仕事に対して、責任感がともなわれないとか、或は取業意識がうすいからであるとか、さまざまな観点から批評がむけられています。これらのもとも結局は、婦人が家庭に入るといふことのために、婦人の働くことや、そこからある複雑な問題に対して、働く婦人ばかりでなく、労働者も、使用者も、家庭も、学校も、社会も一般に理解や認識が不徹底なきらいがあり、また、取業に対する必要な指導や援助にも欠けていたため、婦人の能力や能率の向上をさまたげる結果となつてしまつたのです。

このようなどころへ、来年の三月には、高等学校、中学校等の学校を卒業する多数の婦人が取場に進出

しようとしております。いうまでもないことですが、これらの新規卒業生は、将来産業になう中堅労働者となるひとびとです。これから日本は経済的にもひとり立ちしていかなければならないとき、労働者ひとりひとりの果す役割は多大ですが、その向にたつて、これらの新しく巣立ちするひとびとが、よりよい職業指導や輔導のもとに、それをれ自分に適した仕事につき、職業に適応して働くことができ、るならば、これは働く婦人ひとりの幸福になるばかりでなく、日本の産業の進展にも、大きな貢献をすることになります。

そこで、私たちは、このような観点から婦人に適した雇用を促進し、能率をたかめるために、婦人の就職にともなう問題の中から、特に重要と思われる三つの目標をとり出して、これから就職しようとする女子学生や婦人達、これをうけ入れようとする労働者、使用者、職業指導にあずかる学校の先生、P.T.A.、婦人団体、職業安定機関等の協力を得て、婦人の職業を向上させるための特別な運動を行いたいと思ひます。

二 運動の目標

婦人の職業や労働についての理解をふかめる

ながい間、婦人が職業にうくことは、不幸な生活としが考えられておらない。このため婦人が働くことに対してはとかく蔑視するきらいがありました。今日では、こうしたあやまつた社会観は、次第になくされてきてはありますが、いまだに家庭や社会の片隅に残っているために、働く婦人自らもその影響をうけて、自分の労働に対して、深く根をあらしめては考えてもみず、労働関係に対する理解などにも無頓着であるところから、組織活動についても弱められていく傾向にあります。それにもかゝらず、婦人が働くことに関しては、婦人の特性と労働との関係に於て様々な問題があります。そこで有能な職業人として社会に貢献していくためには、先づ婦人自身が、従来の一時的労働の観念をすて、職業に責任

2

をもち、仕事に関係のある知識を深め、取業生活に適応するようたえず努力をしていかなければなりません。また、学校や事業場、家庭なども、婦人の取業や労働を重視する考え方を一掃して、そこからこの問題についての理解をふかめ、これを側面から援助し、補導していくことが肝要です。

婦人の能力をいかに就取をすすめる

婦人の就取にはどうかその特質にもとづいて、局限的にしか考えられない傾向にあります。けれども、個人の間の差は非常に大きく、取勢を分析したり、仕事の体制をとるのえたりすれば、案外な面で婦人の能力を活用するみちが見出されるものです。

また婦人は、深く考えないで仕事を遂げがわりに、簡単に仕事をかえるといわれています。軽率な取業選択が労働移動を助長し、能率低下の原因をかもすことが多くあります。これは本人や家族の不幸であるばかりでなく、その属する産業や社会、国家にとつても大きな損失になることです。働く婦人がそれをれの才能をいかし、自己の特性に従つて働くことができるためには、就取前に行う取業指導が重視されるとともに、労働組合や使用者の受け入れ体制についても、充分検討を加える必要があります。

3

婦人の取業技術の向上をうながす

高い専門的技術をもつたものや、取場での経験をかさねたものは、人員整理の場合でも、解雇の対象になりにくいことは、最近の企業整備のときに行われた人員整理の結果に徴しても明かなことです。また、最近の公共取業安定所における求人求取状況からみても、より高い技能や経験をもちたものの方が就取の可能性も高まっています。婦人はどうか勤続がみじかく、一生の労働者でないものが多いところから、技術を身につけたり、経験をふかめることについては、一般に無理解のことが多いのです。婦人の就取を促進して、その地位をあづけていくためには、就取前にも、その後にもできるかぎり、技能をたかめるための努力がなされなければなりません。このためには、高等学校や中学校で行う取業教

育の内容なども検討されなければなりません。労働組合や取場で行う技術向上に関する施設、その他、社会公衆の取業教育施設などについても、検討がなされなければなりません。また公共取業補導所に対する関心をふかめることも大切です。

三、運動をすゝめる方法

この運動は、目的も大きく期間も比較的長いから、地方取員室としては、その地方の特殊性を考慮した上で、目標や重点の置き方にも、適当な取捨選択を行い、形式よりも、実効をあげることに主眼を置いて運動をすゝめることを希望します。

① 教育委員会と協力して行うこと

先づ教育委員会の協力を依頼し、教育委員会管下の高等学校、中学校の取業相談係、取業科の教師、取業・家庭科の教師等に婦人の取業や労働に対する理解を深めさせるため、講習会や講演会、座談会、懇談会等をもつことです。

婦人の取業の実情、婦人の取業や労働にともなう問題、取業指導、取業補導、婦人に関係のある労働法（労働保護法など）、取場の安全衛生、婦人の労務管理など適当に問題をとりにあけるようにします。これらの学校の取業指導係の先生は、特に取業指導、就取のあつせん、取業補導には深い関心をもつておられるわけですから、その集りでは特に、婦人の能力をいかに就取をすゝめる具体的方策について検討しあうこともできましよう。その他、取業・家庭科の先生（特に婦人の先生）との会合において婦人有能な取業人にそだてるために学校では何とすることができかねについて検討しあう機会をもつことも効果的ではないかとおもいます。また取場の見学をすゝめることも有効でしょう。

② 学校と協力して行うこと

高等学校、中学校の婦人親規卒業生に対して有能な取業人となるため啓蒙をうながすことは、この運動

のもつとも根本的な目的です。このひとびとに婦人の取業と労働の実情をしらせ、自分の心算の持性に應じて、また、自分の能力に應じた取業をえらぶようにすゝめること、そしてなによりも取業人としての自覚をうながすこと、このような目的のために、講演会などもひらくようにすゝめ、婦人の取業の紹介、労働保護法規、労働組合活動、取場の安全衛生などの説明を行います。また、取場見学を奨励します。もつともものをまじいのは学生、生徒による座談会、討論会などを通じて、学生自身が将来有能な取業人になるためにはどうしたらよいかについて考えあう機会をもつことです。

③

P、T、A と協力して行うこと

取業人として婦人がそだつためには、家庭の理解が大切です。親たちが学校の先生と協力して適切な取業指導、取業輔導や就取後の輔導などについて理解をもつこと乃至は積極的に子女をみちびくことが大切です。

そこでそのために教師と親たちとの研究会、懇談会等をひらくことと奨励します。このような集りでは取業事情などの知識を交換したり、学校や公共取業安定所の取業指導、取業のあつせんの方法などを知ることができますし、また子女の取業指導、取業輔導、また就取後の輔導はどう行ったらよいかなどを研究しあうことが出来ます。子女が有能な取業人としてそだつために、家庭はどう協力できるか、取場と家庭との関係などあらゆる面から検討するようすゝめます。

④

婦人団体と協力して行うこと

現在家庭で家事にいそしんでいる婦人にも、取業や労働についての深い認識をもつことが大切です。この認識の上においてこそ子女の取業選択の理解と適切な指導が可能なのですがまた取場に出てからも家庭の理解の有る無しが直ちに労働能率に影響を及ぼします。このために婦人団体にはできるだけ座談会、懇談会、講演会等を開くよう奨励します。また取場見学などもすゝめます。そして母親たちが互いに子女の取業指導や輔導についての経験をがたり合う会合などももたれるべきです。

③

労働組合、事業場と協力して行うこと

(1) 労働組合と協力して行うこと

すでに取業についている婦人も、自分の仕事のうでをのばすこと。取業人としての自覚や教養をせだてることが有能な取業人として立つ上に大切なことです。組合婦人たちは次のような問題について検討を行い、その結果を婦人部会議、その他組合機関にかけて実行にまです、めることができます。

イ、自分の事業場や組合では新入者の受け入れについて遺憾なく条件がととのえられているか。
ロ、自分の事業場では婦人に特有な労働の問題は何であるか。

ハ、自分の事業場では婦人は能力に應じて仕事を与えられているか。

ニ、男子と差別なく能力に應じて昇進、昇給がなされているか。

ホ、より高度の仕事のための訓練の機会が、婦人にも開放されているか。

自分の組合では婦人が取業人としての自覚をたかめ技能や教養をせだてるため、どんなことがなされるべきか。

(2) 使用者と協力して行うこと

かつては低賃金でも使用しうるために婦人を使用した使用者が多いことはあらそえない事実でしたが、現在は労働基準法によつて男女同一賃金の原則が定められ、使用者はこの原則の上になつて婦人を使用しなければならぬことになりました。けれども男女同一労働同一賃金といつても婦人には男子とちがつた心身の特性があり、婦人を使用するには、従来にもまして婦人に理解ある労務管理を実施してゆかねばなりません。

そこで使用者に対しては(あるいは使用者団体)次のような問題の検討をすすめます。

イ、労働面における婦人の心身の特性の研究

ロ、その心身の特性のために、使用者としてはどのようなようにしたら婦人をもつとも有効に使用すること

ができるか。

ハ、婦人の能力の研究、自分の事業では婦人の能力をいかに使用することができるか、取場配置や、作業方法の検討。

二、人事管理、労務管理などの研究。

ホ、男子と差別のない能力に施じた昇進。

ヘ、婦人の能力をのばす方法、婦人に対して部内研修などの就業再教育の途をひらくこと。

二の場合就業指導や補導においても学校教師、労務組合指導者を交えて行えば意見はさうに具体化さ水、三者の経験をおし、ふかまるでしょう。

⑥ 関係公署、教育委員会と協力して行うこと。

(1) 都道府県就業安定課、公営就業安定所なども、この期間中に特にこの運動の目的にそつた就業指導、就業のあつせん、就業補導の促進を依頼します。

(2) 教育委員会などと協力して、働く婦人が余暇に修得しようとする就業教育の機関を設置し、その手引や紹介をゆさわたらせることが行われるよう。また部内研修などが婦人に開放されるようす、めま

⑦ ラヂオ、報道機関と協力して行うこと。

ラヂオ、報道機関と協力して婦人の就業や労務についての理解の徹底をはかるために、その地方における新しい婦人の就業、婦人就業の進出の状況、婦人就業開拓者の体験などの紹介をはかります。また使用者が婦人を使用して能率上有効であつた経験、取場における婦人が行つた業務改善の記録婦人使用のために使用者が行つたと効果をひろめます。就業改善の経過などについて紹介することも有効でしょう。

就業にっこうとしてゐる婦人、特に高等学校、中学校卒の新規学校卒業者に対しくは、有能な就業人

としてたつための心がまえ、自己の能力に応じて、取業を選択することの重要性、自己の取業についての能力をのばすことの重要性などを強調します。

② 取業問題関係機関と協力すること。

日本取業指導協会等の取業問題関係機関に、この期間に、この運動の目的に沿った記事の掲載、出版の企画等を依頼します。

また、諸種の懇談会、研究会等開催について、協力を得ることも大切です。

資料の使用方法について

(1) 本省送付の資料について

(A) 有能な取業人になりましょう

—— 学校を卒業して就取しようとする婦人のために ——

このリーフレットは、これから取業につこうとする婦人、殊に中学校、高等学校を卒業して就取しようとする婦人のために、取業の意義、婦人になさわしい取業の種類、取業のえうびかた、就取するための準備や方法、取業人としての心がまえなどをもりこんであります。

このリーフレットは、各種の会合に相当地ひろく使用することができます。

① 高等学校、中学校で、女子の新規卒業生のための座談会、講演会、研究会等で使用する場合は、このリーフレットをもとにして、次のような問題点について検討し、あるいは啓蒙をすることができましよう。

イ、なぜひとは取業をもつのか

取業をもつことの意義についての検討、殊に婦人が取業をもつことについて。

ロ、現在どんな取場が婦人をもとめているか。

ハ 婦人が多くつとめている事業にはどんなものがあるか

ニ 婦人の心身の特性や、能力はどんな事業にむいているか — 婦人にふさわしい取業の研究 —

ホ 現在婦人が多くつとめている取業の中、主なもののひとつについて、その取業の内容や、

採用の資格その取業につくために必要な準備などの研究

ヘ 自分の地方に特にある婦人の取業にはどんなものがあるか

ト どんなふうに取業をえらぶべきか

チ 利用することのできるとどんな取業教育、取業指導、取業輔導の施設があるか、取業幹旋機関と

自分達の結びつき

リ 何く婦人をまもっている法律にはどんなものがあるか

ス 有能な取業人として婦人がそだつていくためには、どんな心がまえが必要か

② 事業場に何く婦人たち、組合のあるところでは、組合のあつまりへ殊に婦人部のあるところでは、

婦人部員たちが集つて、このリーフレットへ婦人を雇おうとする使用者のためにパンフレット

も併せて用いれば更に効果的でしょう。をもちにして次のような問題点について検討することが

できましよう。

イ 自分の働いている作業のひとつについて、それが婦人の能力をいかすことができるか、

どうかを検討する。現在男子しかついていない取業でも婦人がつくことができるか、どうかを吟

味してみる。また、多少の設備や、管理のやりかたを変えることによつて、婦人にふさわし

い作業となることができるかがを研究すること。

ロ 自己の属している事業場では、婦人は、そのひとりひとりの能力に応じて仕事をあたえられて

いるか、能力をもつてしている婦人についても、その能力が無視されているようなことはないか。

ハ 自分の取場には、取業人としての婦人の能力をのばすための施設や制度があるか。

A. 採用のさいの養成機関やより高い仕事につくための訓練機関があるとすれば、それは男子と同等に婦人にも開かれているか。

B. 事業場附属の教育機関の施設についての研究

二、婦人の取業人としての能力をのばすため講座や機関をもうけるために、組合としては、どんな援助をすることができるか。

ホ、昇進や、昇給の機会に、男子と同等にあたえられているか。

総じて、取場で男子と同等にのびていくためには、どんな隘路があるかの研究。

③ その他、学校の先生、P.T.A. 使用者、婦人団体等も、教材に討論や研究のための問題点をひきだすために、この資料を利用することができましよう。

(B) 婦人を雇おうとする、使用者のために、このパンフレットは、婦人を雇用しようとする、使用者のために、婦人を多く使用している、使用者の経験にもとづいて、婦人労働者を効果的に使用するために留意すべき要点を十点ばかりあげて、その項目ごとに実例をあげてあります。

これはたんに女子を使用する使用者ばかりでなく、取業指導や取業補導にあずかる学校の先生、就取しようにする学生、労働者自らにも参考にすることができましよう。

この資料により、学校の取業指導係の先生、使用者等を中心として、女子取業の問題につき、討論懇談を行うことができますが、この場合には、次の事項に注意して下さい。

① 各項目ごとに実例が引いてありますが懇談の場合には、例をあげながら説明を加え出席事業場、または、学校の経験にもとづく具体例を中心にして、意見を求める方が有効でしょう。

② このパンフレットをよんだ使用者が、女子を雇うのは、面倒くさいから「男子にかえてしまおう」というような気持ちをおこさないように、そしてむしろ婦人は注意深く使えば有効であること、さらに使用者が、婦人使用について、労務管理上当然に留意すべき要点についても注意を深めるよう議

(C)

事を上手にもつていくようにしてください。

婦人取業の紹介

これは現在婦人が雇用されている取業のうち十九の業種を取り出し、仕事の内容、仕事につくための資格、労務条件等について説明をくわえ、これから仕事につこうとする婦人、仕事をかえたいが何をえらんだらよいかなやんでいる婦人などのために、取業選択の場合の参考資料となることを目的としてかいたものです。

ですからこのパンフレットは、取業につこうとする婦人ばかりではなく、現在働いている婦人、一般家庭婦人、学校の教師、P.T.A. 使用者、労務組合等広い範囲にわたつて使用することが出来ます。例えば教師には、取業料の教材の参考資料に、また、取業指導、取場見学をするときの参考資料にもなります。父兄には子供の取業を選択する場合の参考資料にも役立つでしょう。

この資料を活用する場合には次の事項に留意してください。

① 取業により適性、資格、採用条件、労務条件、将来性等にちがいがあります。この差異にもとづいて婦人の取業問題について討論しあうことができます。

② 併し、この資料は、一般論としてかいたものですから各地方により資格、採用条件、労務条件等にも差異がある場合これをそのまま適用することは困難でしょう。この場合には、その地方の事情にあわせて具体的に討議をすゝめるようにして下さい。

③ またこの資料にのせてある取業は婦人の取業全部を網羅してはいません。地方によつてはこの資料にないもので婦人の取業として需要が特に多いもの、また発展の可能性の大きいものについて考えてみる必要があるでしょう。

④ この資料では、取業の内容について紙面の都合上、簡単にしかふれておりませんから、更らにつつこんだ研究をすることをすゝめてください。

(D)

統計資料

図版による中学校、高等学校卒業生の就取状況に関する統計資料 A—E (婦人労務統計資料第六

号)

A 男女別、学校卒業生の卒業後の状況 (一九五〇年度)

B 中学校卒業生の産業別就取状況 (一九五一年三月卒業生)

C 高等学校卒業生の産業別、就取状況 (一九五一年三月卒業生)

D 公共職業安定所を通じた中学校卒業生の需求状況 (一九四八年度—一九五〇年度)

E 学科別、各種学校卒業生数 (一九五〇年度)

この資料は、主として学校の取業相談係、教師または取業科担当の教師が教材として使用しうるよう、若しくは学校に掲示して、これから就取しようとするものに、広く注意を喚起するのに役立つ、世の目を目的として準備したものです。

また父兄が、子女の取業指導の場合にも参考に資することができるとしよう。

婦人少年局月報三九号にこれらの統計資料に関する簡単な解説が掲載されていますから参考にしてください。

(E)

婦人の取業

アメリカ婦人の進出と成長

一九四九年六月に米国労務婦人局から出版されたものです。内容は一八七〇年—一九四〇年までの十年間のセンサスにもとづいて、その手回におけるアメリカ婦人の取業の発達について概説してあります。

この資料は婦人の取業について広く理解をもつために学校、P.T.A、労務組合、使用者等が活用できます。

(F)

其の他の資料

婦人労働資料第十号

婦人雇用の現状

2. 既婚婦人と家庭をもつ母親の雇用 海外婦人労働資料第三二号

3. 婦人の職業意識をたかめる運動実施手引

利用し得るその他の資料について

(2)

(4)

法律及び国際労働関係資料

1. 職業安定法

2. 産業教育法

3. 職業指導に関する勸告（第八十七号）

国際労働条約及び勧告集 VI

第三十二回国際労働総会において採択された分

一九五〇年 創刊号

三月号

四月号

五月号

八月号

十月号

十一月号

十二月号

一九五一年 一月号

三月号

四月号

七月号

八月号

雇用調整と職業指導を語る座談会

婦人の職業と職業指導を語る座談会

新規学校卒業者の就職をめぐる雇用主懇談会

婦人の職業と地位向上を語る座談会

新規学校卒業者の就職問題とめぐる素健別
経営者団体懇談会

安定所と中学校の職業指導の連絡

護られてのびゆく年少就業者懇談会

職業指導の理想図をたづねて

米国における成人の職業指導

昭和二十五年中学卒業者の職業紹介状況

繊維産業の動向とその雇用状況

学校卒業生に対し学校の行う職業指導と
PEJOの職業指導

新規学校卒業者の就職問題 特集第
T. W. I. (職場監督)

新規学校卒業者の就職現場をたづねて

工場見習工に実施した職業適性検査の結果

職業指導の新しい方向

牛込公民職業安定所にて

労働省職業安定局

神田橋公民職業安定所

労働省職業安定局

黒岩 茂

神田橋公民職業安定所

中江 健

渡辺 誠

森川 幹夫

労働市場調査課

行田 忠雄

2. 労働市場年報

二三年一月／十二月分

二四年一月／十二月分

二五年一月／十二月分

労働市場状況（求人、求取、就取等）に関する種々の統計

3. 職業安定行政便覧

二五、二六年度分

職業安定局
職業安定局

行政手引として我が国職業安定行政の全分野に渉つてその現状と趨勢をまとめたものであり、職業安定局で行う職業指導、補導の方法と知る上に簡単な手引となる。

学校の行う職業紹介

職業指導

職業補導

など

T. W. I (半場補導)

4. 職業解説書

一号、一、二、四号

その他出版物

看者

職業教育

月刊

職業指導

二五年一、一、二、月
昭和二年より発行職業教育協会
日本職業指導協会

職業の解説（種々三編）

職業指導協会編

四編

職業の知識（教師用）

二五年十二月

〃

職業指導概論

二六年八月

大蔵職業協会

現在職業就本

二六年三月

岩崎書店

我が子の職業のえらび方

小野 磐彦

〃

職業のはなし

松本 洋

二六年十月

三省堂

職業指導要論

小山 文太郎

二四年十二月

教育科学社

弘業科事典 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
日本弘業大系 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 商業縮
弘業 換 法

谷口 政秀

昭和二十五年
三月
三 集

平凡社
弘業紹介事情協会
大日本弘業振興協会

